

第15回原子力委員会
資料第6号

第12回原子力委員会臨時会議議事録

1. 日 時 2007年3月19日(月)9:30~10:00

2. 場 所 虎ノ門三井ビル2階原子力安全委員会第1・2会議室

3. 出席者 近藤委員長、松田委員、伊藤委員
内閣府 原子力政策担当室
黒木参事官

4. 議 題

- (1) 原子力の安全確保に関する透明性と信頼の確保について
- (2) その他

5. 配付資料

- (1) 原子力の安全確保に関する透明性と信頼の確保について(案)

6. 審議事項

(近藤委員長)おはようございます。第12回の原子力委員会、今日は臨時会議ですが、開催させていただきます。

今日は田中委員と広瀬委員が御欠席です。

今日の議題は、原子力の安全確保に関する透明性と信頼の確保についてということでございます。最初に、若干の経緯を申し上げますと、最近各電気事業者から経産大臣の指示を受けて過去のかなり古いところに遡ってデータ改ざんとか手続上の不備とかその他についての調査をしてその結果を公表しているところ、その中には国民の皆様が憤激を覚えるに違いないものもあり、委員会として原子力政策大綱においていろいろ期待を申し上げたところ、しっかりして下さいと念を押したいなと考えているところが出てきています。本来は、きちんとし

た調査、分析を踏まえた報告がなされてから、我々としての提言を示していくべきなんですけれども、特に最近公表された北陸電力の事象によって社会的な関心も高まっているところでもありますので、私共がいつもいろいろな事を申し上げてきているところを、この機会をとらえて本件に即して翻訳し、こういう事が大事と考えているので、こうしてほしいという見解を示すべきではと考え、皆様と御相談させて頂くべくお集まりいただきました。

なお、臨時会議というのはちょっと異例なんですけど、これは先週非公開の会議で白書の審議をいたしまして、これの内容を確定したところ、白書の内容はまだ公表してないので言っちゃいかんのですけれども、基本的には我が国の置かれている国際情勢にかんがみ、内を固め外に問いかけるという姿勢で行動していこうという主張のものであります。で、これによって、この時期に原子力委員会がそんな事だけを考えているのかととられると困るな、実際には、原子力政策大綱で安全の確保というのを大前提としたところを受けて、この白書においてもこうした取組のはじめに安全の確保に係る取組について点検するべしとしているのですが、そこを見落とされる可能性が高いので、本件に係るこの取組のセンスと思うところを併せて公表するのが適切と考えるところ、それなら今日決めるしかないと考えたので、この時間に開催する仕儀に至ったところでもあります。宜しくご理解のほどお願いいたします。

さて、前置きはそのくらいにしまして、早速、用意しました見解案をご紹介頂いて、御審議頂きたいのですが、その前に、事実関係も知らないで案文をつくる、見解を出すわけではないという事で、保安院のプレスリリース、ニュースリリースをお手元に資料としておいてございます。その事ちょっと御紹介いただけますか。

(黒木参事官) 御手元に、委員の先生方だけの御手元ではございますが、経済産業省、保安院から公表された資料でございまして、3月15日付の北陸電力株式会社志賀原子力発電1号機における平成11年の定期検査期間中の事故についてというものと。それからもう1つは、同じく3月15日付で表題は同じ表題でございまして、第2号ということで経済産業省から出している資料を席上に配付させていただいております。

(近藤委員長) 有り難うございました。

それでは、お休み中にもかかわらず先生方と御相談をさせていただいて、広瀬先生にも田中先生にも御意見を頂きながら作成した案文を、事務局から御紹介いただきたいと思います。宜しいですか。

それでは、宜しく。

(黒木参事官) それでは、第12回原子力委員会資料第1号と書いているものでございます。

表題は「原子力の安全確保に関する透明性と信頼の確保について（案）」というふうにして
ございます。

第1パラグラフは現在までの経緯を記載しております。現在各電気事業者から経済産業省
原子力安全・保安院の指示に従い、自社の発電設備などについてデータ改ざん、手続の不備
などの問題がないか過去にさかのぼって調査した結果として、法令違反行為や報告対象事象
の発生を隠ぺいしていた事実が公表されています。その中で、3月15日には北陸電力から
平成11年6月に志賀原子力発電所1号機において定期検査中に原子炉が計画外の臨界に至
りそれが継続する事態が発生したことを隠ぺいしていた事実が公表されました、としてござ
います。

第2パラグラフがこれに対する原子力委員会の考えを示したものでございます。こうした
事態の発生を隠ぺいする行為は、過去や異常を経験することによって得られた教訓を集積してきた
現在の安全確保に対する知恵を引き続き充実していくことに参加することを拒否する行為で
すし、この隠ぺいの事実が今日まで見出されなかったことは原子力発電所の安全確保のため
のシステムに対する国民の信頼を揺るがすものです。このことを原子力委員会は深刻に受け
止めています。原子力委員会は、原子力政策大綱に示したように、内外の経験を踏まえて安
全を確保するためのシステムが進化していくこと、そしてそのシステム及びシステムに基づ
く活動が国民に透明であることが、原子力発電の開発・利用を進める前提条件と考えている
からです、としてございます。

続きまして、第3パラグラフが今後対応が必要な事を記載してございます。電気事業者の
安全確保のためのシステム及びそのシステムに基づく活動が国民から信頼されるためには、
第一に、経営者が安全を最優先し、法令を遵守し、全ての活動に対して安全に対するその影
響の大きさに応じて必要十分な経営資源や注意力を配分するという経営方針を組織の隅々
にまで浸透させていることが必要と考えます。第二には、安全確保のための活動を計画・実行
し、その結果を見直し、改善していくことでその活動の品質を高いレベルで確保していく品
質マネジメント・システムを機能させ、その一環として過誤や異常事象が発生した際には根
本原因分析を行って抜本的な対策を講じるとともに、これらの内容を教訓として世界の関係
者と共有していくこと、そして第三には、このような安全確保に関する取組を国民や地域社
会に対する説明責任を十分に果たしつつ着実に進め、その内容についての相互理解活動を進
めていくことが必要と考えます、としてございます。

次のページでございますが、一方が電気事業者及び国に求めることが書いてございます。

委員会は、我が国の社会にとって原子力発電の開発・利用が今後円滑に行われることが重要であると考えますので、電気事業者に対して、以上の取組に欠けるところがないかを厳しく見直し、確実に取り組んでいくことを期待します。また、今後電気事業者から公表される過去の不適切な行為の発生原因の評価を踏まえて、現在の安全確保のためのシステムが国民にとって信頼するに足るものとなっていることを国が改めて適切に確認することが重要と考えます。

原子力委員会は、これらに係る関係機関の取組を引き続き注視していくとともに、原子力政策大綱を踏まえて適宜意見を述べていくこととします。

以上であります。

(近藤委員長) 有り難うございました。

要すれば、最初に事実、2番目にこの事についての私共の考えです。あってはならない事だとか遺憾とか書くべきかもしれませんが、ここではもっと原理的に、こういう事を報告しない事があった事を国際原子力安全規則とか国際社会の常識、国際社会の安全確保に係る人々の倫理というか文化というか、そういう点から深刻な問題と受け止めている、その理由は、そういう事がきちんとなされるという事を前提として原子力開発利用が社会において受け入れられ進められてきているからだとしたのです。

3番目のパラグラフはある意味では常識ではありますが、安全経営理念、品質マネジメント・システム、そして説明責任と、この3点セットが必要な活動であるとししました。

そして、最後に、事業者には、現在の取組がこの観点から欠けるところがないかどうかをきちんと見直してくれと言い、また3月末に報告される結果を踏まえて国としても、これは過去の古い事象も多く含まれるところ、現在の安全確保のシステムがこういう過去に起こった事が今は起きない、信頼に足るものになっているという事を改めて国として確認作業をしていただきたいと、そういう事を言っています。

意見もあり、見解を越えているかもしれませんが、こういう問題意識を持っていませんという事を世に問うというのが適切かという事をつくって見たわけですが。先生方には、昨夜に引き続き、御意見いただければと思います。

松田委員。

(松田委員) 私たち原子力委員会が今回の事態を受け止めて見解という形で出せる事になった事を私は委員長に感謝したいと思います。今回の北陸電力の原子力発電所の事故に対する対応の仕方に対しては、私の回りの市民の方たちの声は厳しかったです。その方たちは原子力

に対する不安を今広げています。

私としては今回の事件の一番の問題点は、事故の記録も残さなかったし、報告もしなかった事です。記録に残しておけば報告がなくても後で検証できます。どんな小さな事でも記録に残し、報告する事で事故の再発防止が可能となり、社会に対する信頼性を確保する事ができる事を自覚していただきたいと思います。

今、社会の不安が大きいわけですが、社会のこの不安を信頼に変えていくためには今回の事故を教訓に点検システムをどのように変えたかという事を公開していただきたいと思いません。原子炉の操作は、原子炉操作のシミュレーションを徹底して行い、二度とこのような事のないように技術者の育成に努力していただきたいと思います。今、現場は大変な努力をされていると思いますけれども、頑張ってくださいとも思っています。

(近藤委員長) 有り難うございました。

伊藤委員。

(伊藤委員) 今回のこの見解、結果的にこれで私はこの趣旨については異論ありません。その意味は、まず今回やはりこの隠ぺいに対して原子力委員会が非常に懸念を表明するという事です。この隠ぺいがやはりよくないというのはここに書いてありますとおり、1つはまずは信頼、一番大事な信頼を裏切ってしまうということ。

それからもう1つは、原子力発電所で起こる事故とか故障というものはそこで当然その再発防止あるいはルート・コース・アナリシスに基づいた対策というのがなれるのは当然ですが、これは広く共有される事がさらに安全を進化させる事につながると。今回それがされなかったというこの2つの意味で非常に問題だと、こういう見解がここに非常にわかりやすく表明されているという事で、私はこの見解は時宜を得て適切なものだと思います。

ただちょっと2ページ目の国のところなんです、これは今回の事について言えば、2ページ目の1段落の下4行ですが、事業者から今後公表された過去の不適切な云々というところですが。これは当然まだこれから公表、保安院の指示に基づく公表がされると思うんですが。それにとどまらずやはりもう少し広く当然やってもらえると思うんです。今回はこれに限った見解だからそういうこれを踏まえて、原因の評価を踏まえてというところでもいいのかもしれませんが、国は、やはりもっと広く常に事業者の安全確保活動あるいは安全確保のシステムを含めて継続的に改善を図っていくという事が大事という事は当然言い続けるべきだと思います。ただ、それはこの見解の範囲であろうと思いますので、私はこの見解は妥当なものだろうと思います。

(近藤委員長) 有り難うございます。

松田委員のおっしゃられたところ、キーワードは多分透明性だと思うんですね。

(松田委員) はい。

(近藤委員長) それで、委員の御提案を入れてこの表題も透明性と、透明性と信頼の確保という表題にしてあります。多分余りない使われていない表題と思うんです人々の信頼というのは透明性に非常に依存するところがあるという私どもの問題意識を強調できているのかなと思っています。

また、伊藤委員がおっしゃられたように、原子力安全確保のさまざまな原則というのは非常に多くの過去の人々の失敗や事故その他の反省に基づいてできていると、そういう問題意識ですね。原子炉の計画外臨界事象はBWRについてみても過去に世界で何回かあった、だから起きないように注意して操作せよという注意喚起が発せされています。ただ、最近は何も起こってないんですね。70年代とか80年代には何回かあったようですけれども。ですから、そういう意味で世界の原子力関係者はそういう経験を踏まえて進歩してきているのかなと思っていたところなんです、90年代末においてこういう事がまだあったよという経験共有が国際の場でなされなかった事は、世代交代が起きていたとか新しい事を考える事になったかもしれないという事で残念と思うところです。ちょっと専門的で余計なことかもしれませんが。

最後、我々が言っているところのポイントのこの厳しく見直しというところが、原子力委員会は特にそういう調査権限を持っていないわけですから、ここはただ言うだけになってしまい、適切ではないのかなと思ってどう書こうか大分悩んだんですが。この趣旨は最初に申し上げましたように、いずれにしても3月末には調査結果が多分原因分析も含めて出されるでしょうと、そのときにはこういう過去の事象にかんがみると、現在の取組がどうあるかと、こういう事は起こらないシステムになっているかどうかというそういう検証をしてくれと。その場合に我々が書いた3つの基本的な要件というか、安全確保システムが国民から信頼される要件というものを満足しているという事も検証してください、当然してくれるでしょうねという期待を述べる形にした事が第一。

それから第二には、伊藤委員おっしゃるように、国は適宜適切に保安検査等を通じて事業者の安全確保システムを監査しているに違いなので、そこは書く必要ないかとも思ったんですが、たまたまそういうレポートが出てくるとすれば、それを総覧して念のため日本全体として規制システムを含めて我が国の原子力安全確保システムが国民の信頼を受けるに足

るものになっているという事を確認するという事があっていいのかなと。我々は大綱で安全の確保に関してさまざまな議論をして基本方針を示しましたので、それを踏まえてそれぞれ適切なアクションがとられていると認識しつつ、特に大綱でも行政におけるP D C Aという事の重要という事を申し上げているところですから、この機会をとらえてこういう事を申し上げているのが適切かという事で書いているところです。

こうした思いを表す表現として、厳しく見直しがいいかどうかちょっと、検証がいいのではないかという意見もあるんですけどもどうでしょうか。今の取組に欠けるところがないかどうかをこの際厳しく検証しという言い方がいいのではないかと。見返しとかいろいろな提案があったんだけど、点検というちょっとニュートラルな表現もあるんですけども。点検だと日常的に聞こえちゃう。一方、見直しというと何となくある価値判断が入っているような気がします。

どうぞ。

(伊藤委員)やはり、見直してその結果を反映するという意味で両方含める意味では検証の方が幅が広い。見直しとか点検だとその行為だけ、結果が出てこないの、検証の方が意味は広いかなと。

(松田委員)私もそう思います。

(近藤委員長)はい。では、ここは「厳しく検証し」にしましょうか。

(松田委員)はい、その方が委員会としてのメッセージが出てくると思います。

(近藤委員長)はい。

他に何か。

これはこの案文についてはこれをもって我々の見解とすることでよろしゅうございますか。

(松田委員)はい。

(近藤委員長)有り難うございました。

それで、ここは若干余談に近いですが、白書との関係で言うと、白書の中のこの部分が最近の問題について我々が考えているところだと矢印をつける事もあるかもしれませんが、白書を配るときにこの紙を重ねて配るという事もあるのかなと思います。

ちょっとその辺、事務局お考えを。

(黒木参事官)明日、20日の閣議に配付する予定にしておりますので、それが終わった後毎回白書につきましては関係機関や関係者に配付してございます。その際、白書とそれから本日見解として出していただいた安全確保に関する透明性と信頼の確保についてというのを合

わせて載っけまして、それで御案内文をつけたような形で関係機関に明日配付する形にしようと思っております。

(松田委員) すごいな。

(黒木参事官) 白書自身には当然のごとく15日の北陸電力の話は載っておりませんので、それも合わせてという趣旨で配付しようというそういうことでございます。

(近藤委員長) いかがですか。

(松田委員) やはりきちっと考えている事がわかる事が大事なので、是非そうする事をお願いいたします。

(近藤委員長) 何か手紙をつけるわけですね。

(黒木参事官) はい、手紙もつけまして。通常だと白書がまとまりましたので配付いたしますという文書でございますが、今回それに、明日配付されることとなりますので昨日とりまとめました見解についても合わせて御参照くださいとなるのか、そういうお手紙を表紙にしようと考えています。

(近藤委員長) そういう事でよろしゅうございますか。

(松田委員) はい。

(近藤委員長) それでは、本件はそのようにさせていただく事にいたします。有り難うございました。

その他何か御発言ございますか。宜しいですか。

それでは、今日の臨時会議はこれで終わります。有り難うございました。

(黒木参事官) 次回は、第13回定例会議。

(近藤委員長) 明日。

(黒木参事官) 明日、643、いつもの4号館6階の会議室で開催します。

(近藤委員長) では、終わります。

どうも有り難うございました。